

## 慎重な憲法論議を求める意見書（案）

本年7月の参議院議員選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれの3分の2を超えたことから、憲法を巡る議論が活発になっています。憲法第96条が、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議できると定めていることから、憲法改正発議の条件が整ったとの主張もあります。

言うまでもなく憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部にすぎません。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかです。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、国会には、慎重な憲法論議が求められます。

については、衆参の憲法審査会の審査においては、各界各層の多様な意見を踏まえ、厳に慎重に論議するとともに、憲法問題については国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行わないことを強く求め、下記事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

- 1 衆参の憲法審査会の審査においては、各界各層の多様な意見を踏まえ、厳に慎重に論議すること。
- 2 憲法問題については国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行わないこと。

平成28年12月16日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長 宛

長野市議会議長 小林 義 直